

## 模 擬 裁 判〔民事〕

—2021 年度前期—

二 羽 和 彦\*  
遠 藤 輝 好\*\*

### I はじめに

本稿は、2021 年度前期に実施された「模擬裁判（民事）」の授業報告を行うものである<sup>1)</sup>。

2021 年度前期においては、いまだ新型コロナウイルス感染拡大が収まらない状況であったが、履修者が6名と比較的少数であったこと、また、ロールプレイが核となる本授業の性質等から、ソーシャル・ディスタンスを十分に確保し、いわゆる「密」を避けつつ、また、マスク着用の下で飛沫感染に留意しながら、模擬法廷において、無事に全7回の授業を実施し終えることができた。

担当教員は、二羽和彦（研究者）と遠藤輝好（弁護士）であり、水庫正裕弁護士、安本樹弁護士、山本拓也弁護士の3名の実務講師の助力を得た。後にも触れるが、本授業の特色の一つは、「実務家と研究者が共同で担当する」というところにある。模擬裁判（民事）は、当初、実務家教員1名（および実務

講師）が担当していたが、近年では実務家教員と研究者教員との2名が担当している。

授業内容の概要は、売買取引をめぐる詐欺行為を行った従業員の使用者（会社）を相手方（被告）として、被害者（原告）が売買代金請求等を求めて提訴するという事案について、①訴状、答弁書を起案し（ライティング）、また、原告代理人役（2名）および被告代理人役（2名）、裁判官役（2名）という役割分担の下で、②口頭弁論期日（とりわけ尋問期日）、弁論準備手続期日をロールプレイする、というものである。判決言渡しによって授業は完結する。所要所で担当教員、実務講師によるレクチャーを入れるが、授業の柱となるものは、前記のようにライティングとロールプレイ（とりわけ後者）であるといってい

いであろう。

なお、本授業では、原告代理人役、被告代理人役および裁判官役の各チームに対して、担当の実務講師を決め、実務講師はそれぞれ担当チームメンバーの起案添削や尋問準備等についてきめ細やかに指導を行う方針とした。実務講師には、原則として授業全回に出講してもらった。受講者のちょっとした質問等にも十分に対応することができ、受講者からも

\* 中央大学法科大学院教授

\*\* 中央大学法科大学院兼任講師、弁護士

好評だった。

## II ライティングの実際

本授業の一つの柱は「ライティング」である。以下では、具体的にどのようなライティングおよびその指導が行われたかを紹介したいと思う。

まず、受講者は、訴状に関する基本的事項（記載事項等）をレクチャーによって確認したうえで、1授業日（正味90分程度）を使って訴状を起案する。教材として甲号証（原告本人の陳述書を含む。）が配布されているので、とくに陳述書から事実を掴まえることになる。受講者は、訴訟物を特定し、要件事実を踏まえながら、起案を行う。その際、参照資料について特に制限は設けていない。また、実務講師がその場に待機しているので、受講者は何か疑問が生じれば実務講師に直接質問することができ、実際に複数の受講者が質問を行っていた。こうして起案された訴状は、担当実務講師による添削を経て、次回授業日に返却されることとなる（写真1、写真2）。写真2からも分かるように、各実務講師の尽力により、大変丁寧な添削が行われた。そして、次回授業の冒頭で3名の実務講師からフィードバックのコメントが行われ、さらに、二羽と遠藤が総括的なコメントを行うことで、受講者が復習すべきポイントを明らかにした。

受講者は、訴状という主張書面を証拠を踏まえて起案することで、主張と証拠との峻別

を体験し、弁論主義を具体的に理解することになる。また、当然のことながら、要件事実が実体法（民法）の理解を前提とするものであることを再認識し、実体と手続がいわば「地続き」であることを理解することになるのである。

さらに、——やや細かいことであるが——例えば、写真1の起案中にも赤ペンで指摘されているように、被告の表記中の代表者の記載について、会社名の下に（単に「代表取締役」ではなく）「『代表者』代表取締役」と記載すべきことが指導される。実務講師から「実務では『代表者』代表取締役と記載するのが通例です。」といった説明がなされると、二羽がすぐさま補足し、「民事訴訟法37条を見ましょう。『法定代理人に関する規定は、法人の代表者……について準用する』となっているでしょう。だから、代表者について明記することになるのです。」と説明がなされた。こうして、受講者は、訴状の必要的記載事項としての「法定代理人」（民訴第133条第2項第1号）の代わりに、法人の場合は「代表者」という記載が行われることを理由とともに確認できる。実務家はどうしても経験に基づき、「実務ではこうなっている。」という説明をしがちであるが、受講者は、——ほんの一例にすぎないが——研究者教員のフォローによって、「実務には根拠（法的裏付け）がある」ということを理解できたのではないかと思う。「実務はこうなっている。」という説明では受講者は断片的な知識を覚えるだけである。「実務の根拠」をしっかりと伝えることが重要であ

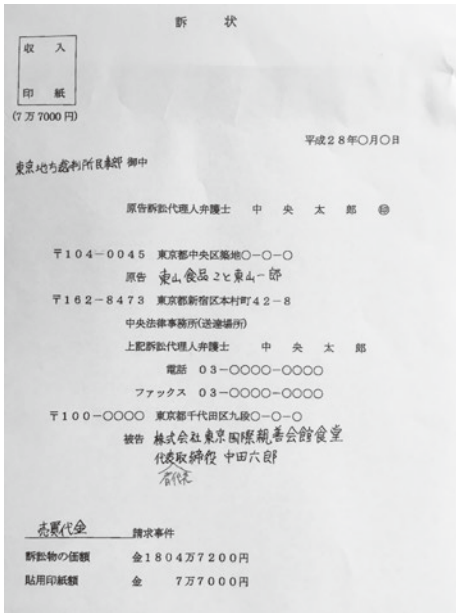


写真1

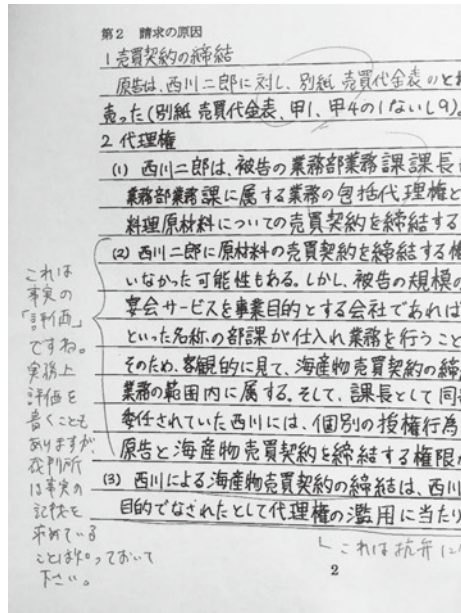


写真2

ろう。

答弁書起案についても（充てる時間は訴状起案の半分程度であるが）同様である。

### Ⅲ ロールプレイの実際

本授業のもう一つの柱である「ロールプレイ」では、①第1回口頭弁論期日、②弁論準備手続き期日、③第2回口頭弁論期日（尋問期日）、④第3回口頭弁論期日（判決言渡期日）を、受講者それぞれの役割分担に基づいて行った（3授業日を充てた）。3名の実務講師は、担当するチームにいわば「張り付き」で指導に当たった。原告代理人役チーム、被告代理人役チームは尋問の準備が、裁判官役チームは

判決起案が山場となる。受講者は、準備の重要性を身をもって理解し、期日の「重さ」を知ったに違いない。実際の授業では、各チーム担当の実務講師との事前準備に加え、前記①から④までの各期日の直前にチーム毎の打合せの時間を適宜設けて進行した。

学修内容は多岐に渡るが、主なものを振り返ってみる。

#### (1) 第1回口頭弁論期日

第1回口頭弁論期日では、訴状、答弁書の「陳述」が行われた。受講者は、これにより、当事者の主張を弁論に顕出することの意味を自覚することになる。「陳述します。」の一言が弁論主義の下でどういう意味をもつか理解するわけである。また、証拠（書証）の提出

を行い、あらためて主張と証拠との峻別を確認する。

弁論準備手続に付すにあたり、当事者は、裁判所から「意見を聴」かれる（民訴法第168条）。この点に関し、実務講師から、「然るべく。」との意見をしない場合にはどのような場合があるか、という問いかけがなされ、「社会的意義が大きな事件で一般傍聴の要請がある場合など」との説明がなされた。これも、弁論準備手続におけるいわゆる関係者公開（民訴法第169条第2項）という考え方を理解してその説明である。

## (2) 弁論準備手続

弁論準備手続では、教材のブロック・ダイアグラムをベースに争点と証拠の整理が行われた。ここでは、弁論準備手続では人証調べができないことから（民訴法第170条第2項参照）、次回の尋問期日に向けて人証申出および決定が行われた。このことにより、受講者は、争点・証拠整理手続を経ての集中証拠調べ（民訴法第182条）の意味を具体的に理解することになる。

## (3) 第2回口頭弁論期日（尋問期日）

尋問期日はまさに本授業の山場である。各チームともに、尋問期日（次回授業）までの間に、担当の実務講師と入念に打合せを行い、準備を万端に整えて授業に臨んだ……はずであるが、受講者は、準備していても思うように尋問できないことを痛感し、さらなる準備の必要性に思いを馳せることになる。また、

誘導、誤導（異議事由）を感じても異議を的確に出すことは難しいことを実感したはずである。

## (4) 第3回口頭弁論期日（判決言渡期日）

判決は、裁判官役チームが実力を大いに発揮して、大変優秀なものとなったと思う。やはり尋問の完成度によって結論に差が出るように思われた。

なお、本判決において、裁判所は、被告が過失相殺を論じていないにもかかわらず、過失相殺（民法第722条第2項）を行ったが、この点に関し、授業中に議論となった。実務講師から、「過失と評価される具体的事実が主要事実であり、この主要事実は当事者から主張されなければならない。本件では過失と評価される具体的事実は当事者から主張されている。」「弁論主義の例外ではない。」「いわゆる過失相殺の抗弁は『権利抗弁』ではない。』といった説明がなされた。オーソドックスな説明であるといえよう。確かに、最判昭和43年12月24日民集22巻13号3454頁は、判旨は不分明であるが、過失相殺は弁論主義の例外だとする説から有利に引用されることがある。しかし、当事者からの事実主張がないにもかかわらず、裁判所がなお介入するのはやはり行き過ぎであろう。この議論について、二羽から、「（末川博説を念頭に）民法学説にはなお『過失相殺は弁論主義の例外だ』とする考えが根強いように思います。どうしてなのか考えてみるのも面白いでしょう。』といった補足がなされた。こうした指

摘は、研究者教員ならではのものだと思う。とりわけ民法第722条第2項の過失相殺のような実体法と訴訟法とが交錯する論点について、適切なフォローが行われることは「模範裁判（民事）」という科目のレベルアップに大きく貢献するであろう。

#### IV まとめに代えて ——「実務家と研究者の共同」の 深化を目指して

上で見たように、本授業の柱である「ライティング」についても「ロールプレイ」についても、その内容、進め方、学修効果のいずれも、相当程度に確立しているものといえると思う。他方で、本授業の特色の一つである「実務家と研究者が共同で担当する」ということのメリットをどう深化させることができるかは今後の課題であろう。繰り返しになるが、「実務ではこうなっている。」という説明に対しては、受講者は実は納得していないと思う（私も学生の頃そう感じていた）。マニアックになる必要は毛頭ないが、「実務には理由がある」、「手続には理由がある」ということを、条文や基礎理論とともに教えることは、「模範裁判（民事）」という科目においても必要だと思う。このことは、受講者に、「条文、判例、基礎理論についての日々の学修が『実務』に繋がっている」ことを示すことでもある。

最後に、本授業の受講者からの授業アンケートに対する回答（コメントと今後の改善・

工夫）を掲載することで、本稿のまとめに代えたい。

「コロナ禍での授業、本当にお疲れ様でした。皆さん積極的にご参加いただきました。

『実務の事情と理論面のどちらについても知見を深めることができ、充実していました』との回答をいただき、この授業の特徴（研究者教員と実務家教員とのコラボ）を理解し学修に反映してもらったことをとても嬉しく思いました。民事裁判の全体をイメージできたところで、手続の流れに従って、もう一度、条文・基礎理論とともに振り返り、実力固めを行ってください。ロールプレイで実感できたと思いますが、法廷での所作の一つ一つに根拠（条文、理論）があり、また、実務の工夫があるのです。ぜひ、コロナ禍が落ち着いたら、裁判傍聴もしていただき、補ってください。

ライティングについても、担当の実務講師から直接指導を受けることで、起案のポイントをよく理解できたのではないかと思います（「非常に手厚い授業」との回答もいただきました）。実務講師の先生方のご協力を得て行うきめ細やかな指導は今後も継続したいと思います。」

#### 注

- 1) 過去の「模範裁判（民事）」の授業実践報告として、遠山信一郎「民事模範裁判—五感をフルに活用する能力開発型授業」中央ロー・ジャーナル第13巻第2号（2016年）173頁がある。